

事 務 連 絡

2022年（令和4年）5月30日

各小中学校長 様
義務教育学校長 様
福山高等学校長 様

教育委員会事務局
管理部教育総務課長
管理部施設課長

学校施設に係る地域等への使用制限（時間制限）の解除について（通知）

見出しのことについては、3月4日付け事務連絡「学校施設に係る地域等への使用制限の解除について」で通知し、使用は2時間以内とするよう時間短縮の要請を行っていたところですが、5月31日から学校施設の使用の制限（時間制限）を解除します。

〔申請者への対応〕

使用の制限（時間制限）は解除しますが、感染拡大防止に向けた取組みは継続して行う必要があります。

については、引き続き、鍵の引き渡し時や申請時などの機会に、別添の「学校施設の使用に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策のお願い」を申請者に配付し、施設使用时には「3密（密集・密接・密閉）」を回避し、適切な感染防止対策を講じるよう要請してください。

※ 屋内運動場の出入口などに、別添「学校施設の使用に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策のお願い」の掲示をお願いします。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局管理部施設課

担 当：好末，槇田

連絡先：928-1110（内線 2881）

【返還手続等の問い合わせ先】

教育委員会事務局管理部教育総務課

担 当：二嶋，花岡

連絡先：928-1108（内線 2867）



学校施設の使用に当たっての 新型コロナウイルス感染防止対策のお願い

福山市教育委員会

福山市教育委員会及び学校では、児童生徒への新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図っています。

つきましては、児童生徒が使用する学校施設であることを考慮していただき、また、子どもたちを含む使用者の皆さまの感染拡大防止を図るため、学校施設の使用に際しては以下を参考にして、十分な感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

特に、近距離での接触を伴うスポーツなど、密集や密接が想定される場合は、使用を控えてください。

運動場（グラウンド）を使用される場合も、同様な対策をお願いいたします。

感染防止対策の具体例

1 保健衛生上の対策

- マスクの適切な着用などの咳エチケット、手洗いなど
- アルコールなどによる消毒
- 利用者の体調管理の徹底及び体調不良者の参加自粛
- こまめな換気（トイレを含む。）
- 使用中のこまめな消毒及び使用後の消毒・清掃
- 鼻水・唾液等の付着したゴミの持ち帰り

2 運営上の対策

- 規模の制限（密集しない参加人数）・参加者の特定等
 - 場所の見直し（密閉空間を避ける。）
 - 時間の見直し（同一空間での滞在時間を減らす。）
- （2時間以内の使用制限は解除しますが、配慮をお願いします。）

2022年（令和4年）5月31日改正